

## 大分県いじめ問題調査委員会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、大分県いじめ問題調査委員会条例（平成27年大分県条例第19号）第11条の規定により、大分県いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）の会議その他運営に必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 委員長が委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合において、委員長は、その結果を次の会議で報告しなければならない。

（諮問、答申等）

第3条 知事が委員会に対して行う諮問は、文書をもって行い、かつ、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項の規定による調査の結果に係る報告書その他の必要な資料を添付するものとする。

2 委員会が知事に対して行う答申は、文書をもって行うものとする。

（議事録の作成）

第4条 会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 調査審議の経過
- (5) 議決した事項
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成し、委員長が署名して確定するものとする。

（会議の公開）

第5条 会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。

2 会議を公開する場合は、会議の傍聴を認めることにより行うものとし、この場合の必要な手続きは、別に定めるものとする。

（議事録等の公開）

第6条 会議の議事録及び配付資料（以下「議事録等」という。）は、法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関するものを除き公開する。

2 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他委員長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前2項の規定により会議の議事録を非公開とする場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨を作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の会議その他運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年7月 日から施行する。

## 大分県いじめ問題調査委員会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、大分県いじめ問題調査委員会運営要領（平成28年7月 日制定）第5条第2項の規定により、大分県いじめ問題調査委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ住所、氏名その他委員長が必要と認める事項を届け出なければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が傍聴席の定員を超える場合は、抽選その他委員長が適当と認める方法により決定する。

3 傍聴を認められた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の指示に従わなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

（傍聴することができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- 一 銃器その他の人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- 二 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕等を携帯している者
- 三 鉢巻き、たすき、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者
- 四 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機等を携帯している者
- 五 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- 六 酒気を帯びていると認められる者
- 七 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他の人に迷惑を及ぼすおそれのある者

（傍聴人の遵守事項）

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 会議に対して批評を加え、又は賛否を表明する行為をしないこと。
  - 二 私語、談話、拍手等をしないこと。
  - 三 みだりに席を離れないこと。
  - 四 飲食又は喫煙をしないこと。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。
- 3 傍聴人は、前項の規定により委員長から退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

（雑則）

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月 日から施行する

## 大分県いじめ問題調査委員会に係る審議の中立性・公正性の確保について（案）

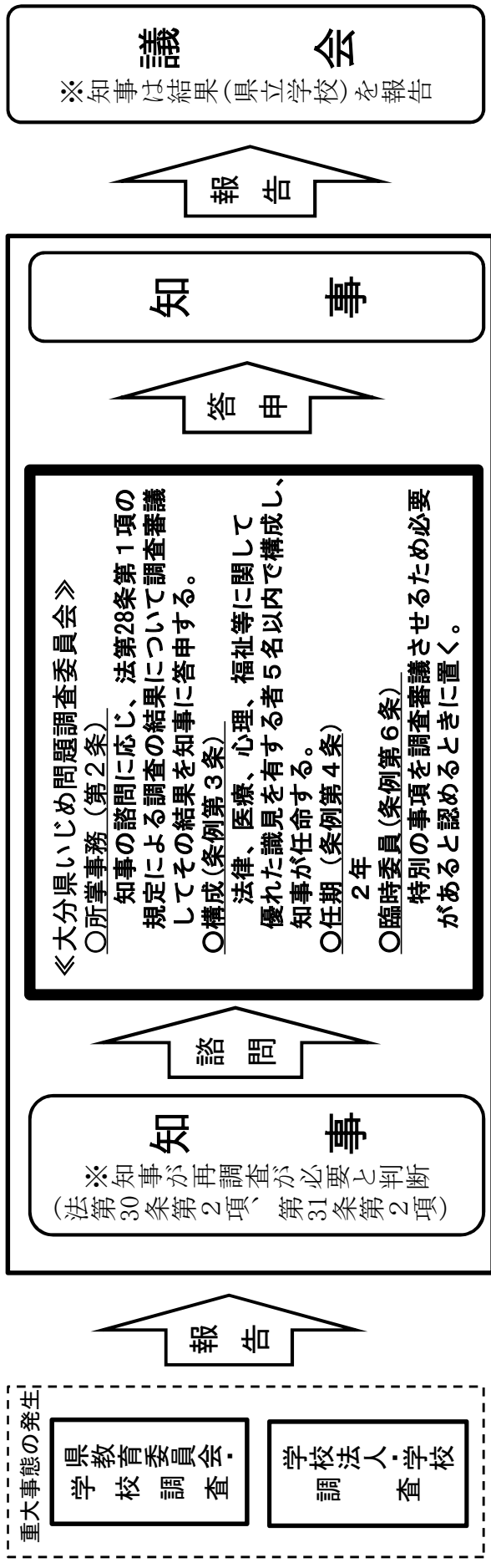
- 1 大分県いじめ問題調査委員会委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる場合には、委員会の会議、調査若しくは審理に加わり、又は議決をすることができない。
  - (1) いじめ事案の当事者（関係者）と直接の人間関係を有している場合
  - (2) いじめ事案の当事者（関係者）と特別の利害関係を有している場合
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会の調査の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある事情がある場合
- 2 委員は、前項各号に掲げる場合に該当するときは、委員長にその旨を調査前に申告するものとする。
- 3 委員長は、前項の規定による申告又は職権により、委員会に諮って、委員が除斥されるかどうかの決定を行うものとする。この場合において、当該委員は、当該決定に関与することはできない。
- 4 前項の規定により委員が除斥されることとなったときは、その旨を議事録に記録するとともに答申に付記することとする。
- 5 委員長は、第3項の規定により委員が除斥されることとなった場合で、委員会の調査に支障を及ぼすおそれがあるときは、知事に、臨時委員の選任について、要請するものとする。

# 大分県いじめ問題調査委員会条例（平成28年大分県条例第19号）について

## 1 背景

- ・いじめ防止対策推進法の制定（平成25年9月）
- ・いじめが起因と考えられる児童・生徒の自殺の自殺が全国で発生

## 2 調査の流れ



## 3 関係条文

- いじめ防止対策推進法（抄）  
（学校の設置者又はその設置する学校による対応）
- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合は、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
  - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたと認めるとき。
- （公立の学校に係る対応）
- 第30条 地方公共団体の長が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校等が行った調査の結果を行うことができる。
- （私立の学校に係る対応）
- 第31条 学校法人が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校等が行った調査の結果を行うことができる。

## 重大事態に係る再調査の考え方（案）

大分県いじめ問題調査委員会が重大事態を調査する前提として、学校設置者又はその設置する学校（以下「学校設置者等」という。）が行った調査結果に基づき、再調査の必要性の有無を知事が判断しなければならない。

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第30条第2項及び第31条第2項で規定する大分県いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）による再調査の必要性を判断する上での観点を以下のとおりとする。

### 1 再調査の必要性の判断

学校設置者等が法第28条第1項に基づき行った調査は、全て知事に報告しなければならない。知事は報告内容を確認した上で、以下の点を踏まえて判断する。

#### (1) 重大事態の対処の必要があるか

法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、その事実関係等を明確にする調査を行うことが必要と認めたときに、調査委員会に再調査を諮問することになる。

よって、学校設置者等の対処に加えて、県による何らかの対処が必要な状況かどうかで再調査の必要性を判断することになる。

\*いじめによる不登校の場合は、現時点で不登校が解消されているとしても、いじめの疑いが解決されているかどうかを見極めたうえで判断することが必要。

#### (2) 当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要であるか

学校設置者等が行った調査は、重大事態に対処するだけでなく、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために実施するものでなければならない。

よって、学校設置者等による調査において重大事態と同種の事態の再発防止策について考えたのか否か等を確認したうえで、県として、学校設置者等の防止策に加えて、再発防止策等の検討が必要かどうかで再調査の必要性を判断することになる。

### 2 再調査の観点

よって、1の判断に基づき、知事が、調査委員会による再調査が必要と認めた観点に基づき再調査を諮問することになる。

いじめ問題に係る再調査確認項目例(案)

項 目		根拠規程
1	重大事態と認定したのはいつ、だれ、その理由は	法第28条第1項
2	知事に報告したか	法第30条第1項 法第31条第1項
3	調査主体の判断をだれが、いつしたか	法第28条第1項
4	調査組織を設置したか	法第28条第1項
	(1) 弁護士や精神科医、学識経験者等当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者としたか	
	(2) 職能団体や大学、学会からの推薦を求めたか	
5	重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施	法第28条第1項
	(1) いじめ行為がいつ(いつ頃)から始まったのか確認したか	
	(2) 誰から行われ、どのような態様であったのか確認したか	
	(3) いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったのか確認したか	
	(4) 学校・教職員がどのように対応したか確認したか	
	(5) いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合	
	① いじめられた生徒から十分聴き取ったか	
	② 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行ったか	
	③ いじめた児童生徒への指導を行い、いじめを止めさせたか	
	(6) いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合	
	① 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取したか	
	② 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行ったか	
6	調査結果について、知事に報告したか	法第30条第2項
7	当該児童生徒・保護者への情報提供をしたか	法第28条第2項
8	当該重大事態と同種の事態の再発防止について検討しているか	法第28条第1項

参考:いじめの防止等のための基本的な方針(P25～P31)